

京都市上下水道局訓令甲第1号

京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を改正する訓令

京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「研修担当課長」を「人材育成担当課長」に改める。

別表第2第3号及び4号を次のように改める。

- (3) 総務部職員課人材育成担当課長
- (4) 総務部お客さまサービス推進室業務管理担当課長

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)